

登録証を滅失、または汚損した場合、本申請書により再交付の申請をします。

【記載例】

肥料登録証再交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。  
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

下記の登録証を滅失(汚損)したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第3項)の規定により登録証の再交付を申請します。

- 記
- |               |   |
|---------------|---|
| 1 登録番号        | 千葉県第 <b>1875</b> 号  |
| 2 登録年月日       | <b>令和〇×年〇△月〇□日</b>  |
| 3 登録の有効期限     | <b>令和〇〇年〇△月〇×日</b>  |
| 4 肥料の種類       | <b>加工家さんふん肥料</b>  |
| 5 肥料の名称       | <b>有機鶏ふん肥料531</b>   |
| 6 保証成分量その他の規格 |   |
| 保証成分量 (%)     | <b>窒素全量 2.5</b><br><b>りん酸全量 4.0</b><br><b>加里全量 1.0</b>  |
| その他の規格        | <b>含有を許される有害成分の最大量(%)</b><br><b>窒素全量の含有率1.0%につき</b><br><b>ひ素 0.004</b><br><b>その他の制限事項</b><br><b>水分は20%以下であること</b> |

登録証に記載されていた登録番号、登録年月日、有効期限、肥料の種類、肥料の名称をご記載ください。

「滅失」とは、無くした場合、「汚損」とは、著しく汚れて記載事項が読めない場合です。  
該当する方を残し、該当しない方を削除するか、取り消し線を引いてください。

登録証に記載されていた保証成分量を記載します。

保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序のとおりとして下さい。  
保証成分量的小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせて下さい。

公定規格では、肥料の種類毎にその他の規格も定められています。公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は「該当なし」とし、記載事項が多い場合は「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり」、「その他の制限事項は、公定規格のとおり」、または「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり」のいずれか該当するものをご記載ください。

滅失、または汚損により登録証及び申請書副本等の記載内容を確認することが困難な場合は、受付窓口までお問い合わせください(検査業務課、電話：043-291-1875、E-mail：koyashi@pref.chiba.lg.jp)。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。他、登記簿等、申請者の存在を証明することが可能な書類(写し可)を添付してください。